法律公布奏上及び通知

十一月十二日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十一月十日午後七時五十八分御出門、演奏生活五十周年記念「舘野　泉ピアノ・リサイタル二〇一〇～彼のための音楽を　彼が弾く　Vol.4～」を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行啓、同十時二分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月十五日ベルギー国国王陛下の命名祝日につき、同月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国民の保護に関する基本指針の変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

国民の保護に関する基本指針の変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

第４章第１節４⑴中「刑務所」を「矯正施設」に、「収容者等」を「被収容者等」に改める。

第４章第２節４⑴中「国〔厚生労働省、文部科学省〕、」を削り、「備蓄に努めるものと」の次に「し、国〔厚生労働省、文部科学省〕は、関係機関において必要な備蓄が行われるように努めるものと」を加え、「症候群別サーベイランス」を「症候群サーベイランス」に改め、同章同節４⑵中「国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕」を「防衛省」に改め、「、それぞれ国立高度専門医療センター、国立大学附属病院」を削り、「医療活動を行うものとする」の次に「。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕は、国立高度専門医療研究センター及び国立大学附属病院に対し、必要に応じ、医療活動の実施の求めなどを行うものとする」を加える。

第４章第２節５⑴中「国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする」を「国立高度専門医療研究センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする」に、「指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院」を「指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕」に改め、「医療活動を行うものとする」の次に「。また、国立高度専門医療研究センター、国立大学附属病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする」を加え、「国立高度専門医療センター及び国立大学附属病院」を「国立高度専門医療研究センター及び国立大学附属病院」に、「を現地の医療機関に派遣し」を「の現地医療機関への派遣又は」に、「を提供するものとする」を「の提供の求めなどを行わせるものとする」に、「、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学附属病院」を「及び被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設」に改め、「治療を行うものとする」の次に「。また、国立大学附属病院もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする」を加える。

第４章第３節４中「講ずるとともに」を「講じさせるとともに」に改める。

消防庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消防庁国民保護計画を次のとおり変更したので公表する。

平成 22 年 11 月 16 日

消防庁長官　久保　信保

消防庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第１節２⑴中「し、国民保護室等職員を招集」を削る。

第３章第１節２⑵中「国民保護運用室に設置し、国民保護運用室職員等」を「別に定める基準により、国民保護室等職員又は関係消防庁職員」に改め、「消防庁情報連絡室は、内閣情報集約センター等関係機関や関係都道府県との情報収集及び提供を行うとともに、総務大臣及び関係職員に対し情報提供を行う。」の次に「また、事態に応じて消防の応援に関する準備等を行う。」を加える。

第３章第１節３⑴中「情報の収集・分析及び地方公共団体」を「情報の収集・分析、地方公共団体」に改め、「最小化するための助言」の次に「及び消防の応援に関する調整等」を加える。

第３章第６節３⑴中「同法第９条の３」を「同法第９条の４」に改める。

第３章第６節３⑵中「消防法第11条第１項第３号」を「消防法第11条第１項第４号括弧書き」に改める。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成 22 年 11 月 16 日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節２の見出し中「及び地方社会保険事務局」を削る。

第１章第１節２⑶を削る。

第１章第１節４見出し中「、都道府県労働局及び地方社会保険事務局」を「及び都道府県労働局」に改める。

第１章第１節４⑶を削る。

第１章第３節５を削る。

第３章第１節６つめ、７つめ及び８つめの○を削る。

第４章第３節⑵１つめの○を次のように改める。

○　厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からＮＢＣ攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療費機材等の備蓄に努めるよう促す。

第４章第３節⑵１つめの○の前に次のように加える。

○　厚生労働省医政局は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。

第４章第３節⑵５つめの○中、「症候群別サーベイランス」を「症候群サーベイランス」に改める。

第４章第３節⑶１つめの○を次のように改める。

○　厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。

第４章第３節⑷①中、「国立高度専門医療センター」を「国立高度専門医療研究センター」に、「派遣する」を「派遣するよう求める」に、「提供する」を「提供するよう求める」に改める。

第７章第１節２⑵１つめの○中、「被害状況に応じて、」を「厚生労働省年金局は、被害状況に応じて、」に改める。

第７章第１節２⑵１つめの○の１つめの・中、「行う」を「行い、日本年金機構に対し、的確に情報提供を行う」に改める。

第７章第１節２⑵１つめの○の２つめの・を削る。

第７章第１節２⑵２つめの○を次のように改める。

○　年金事務所等が被災により機能が麻痺した場合においても、被保険者等への迅速な対応が図られるよう、日本年金機構に対し、被災していない年金事務所等からの必要な職員の派遣や被災していない年金事務所等において被災した年金事務所等の機能を代行する等の対応に関する必要な助言及び指示等を行う。

第７章第１節２⑶１つめの○中、「社会保険庁」を「厚生労働省年金局」に、「金融機関等」を「関係機関」に改める。

第７章第１節２⑶２つめの○中、「社会保険事務所」を「厚生労働省年金局」に、「努める」を「関し、日本年金機構に対し、必要な助言及び指示等を行う」に改める。

第７章第１節２⑶３つめの○中、「社会保険庁」を「厚生労働省年金局」に改め、「実施等について」の下に「、日本年金機構と連携し」を加え、「、フリーダイヤルを設置すること」を削る。

第７章第１節２⑷１つめの○中、「社会保険庁」を「厚生労働省年金局」に改める。